

薩摩川内市景観ガイドライン

(景観形成基準の解説)

本 編

平成21年6月

目次

1. 景観ガイドラインの策定の背景	1
2. 景観ガイドラインの位置づけ	1
3. 建築物の建築等, 工作物の建設等の景観形成基準	2
4. 開発行為等, 土石の採取, 木竹の伐採の景観形成基準	3
5. 建築物の建築等, 工作物の建設等の景観形成基準の解説	
(1) 高さ	4
(2) 形態意匠, 素材	6
(3) 外構	8
(4) 屋外設備	10
(5) 夜間の特定照明	11
(6) 緑化	12
(7) 維持管理	13
6. 開発行為等, 土石の採取, 木竹の伐採の景観形成基準の解説	
(1) 開発行為, 土石の採取, その他土地の形質の変更	14
(2) 木竹の伐採	17

色彩については, 景観ガイドライン(色彩編)をご覧ください。

1. 景観ガイドライン策定の背景

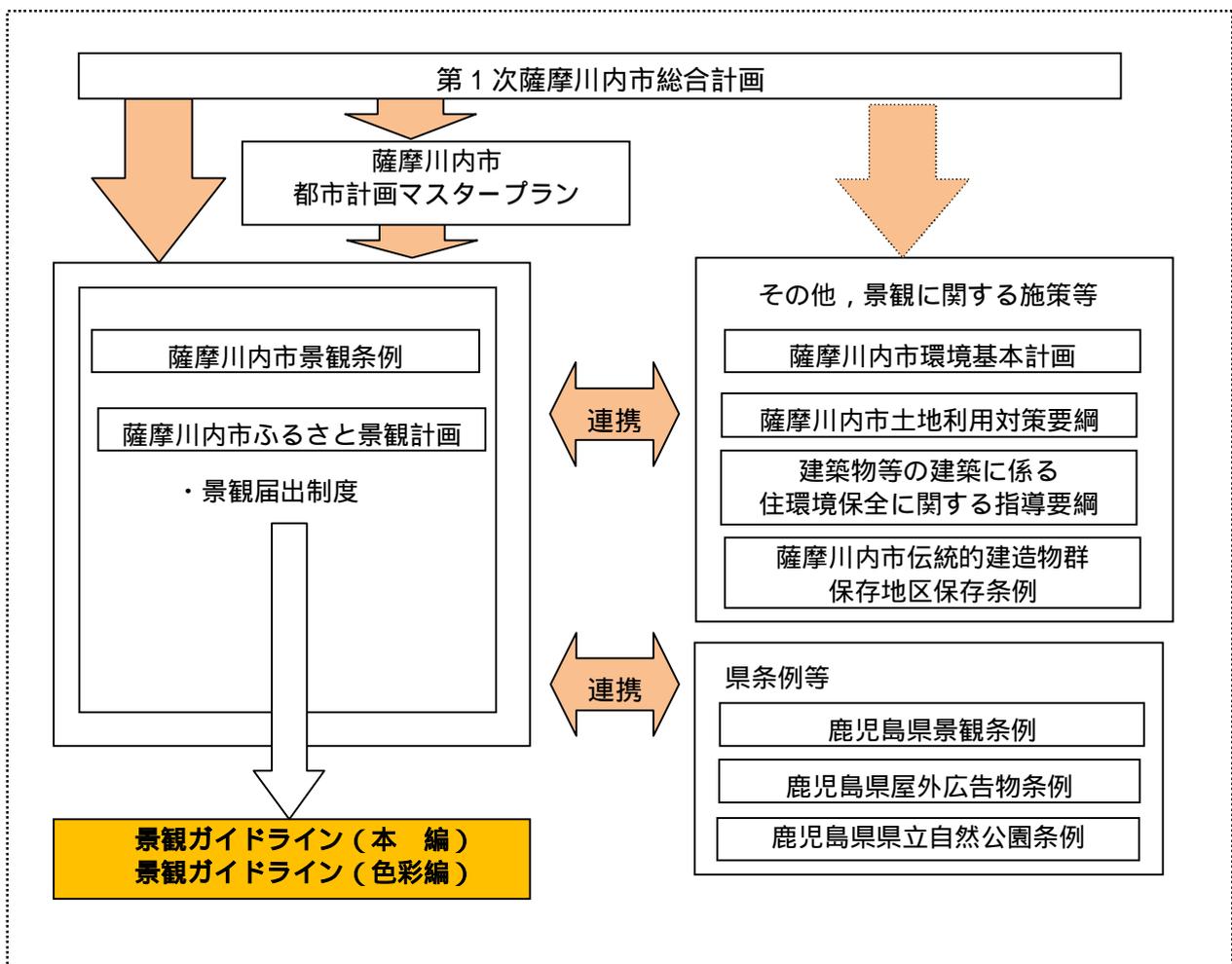
本市は、平成21年4月1日に「薩摩川内市景観条例」(以下「条例」という。)の届出制度を除く部分を一部施行し、同年10月1日に全面施行をします。

この条例第8条に基づき策定した「薩摩川内市ふるさと景観計画」(以下「計画」という。)では、景観に関する施策を具体的に進めていくための、理念、目標、ゾーン別の景観形成方針、届出制度、景観提案制度等を定めています。

計画第4章「良好な景観形成のための行為の制限に関する事項」において、景観法第16条第1項又は第2項に基づく「届出対象行為」として、市に届出をしていただくことを規定しています。この届出対象行為は、大規模な建築物の建築、工作物の建設、大規模な開発行為等について行っていただくこととなりますが、これらについては計画に規定する「景観形成基準」を遵守していただくことになっています。

本ガイドラインは、計画に定めてある「景観形成基準」の考え方や具体例を整理したもので、届出をされる方によりわかりやすい解説として活用していただくために策定しました。

2. 景観ガイドラインの位置づけ



3. 建築物の建築等，工作物の建設等の景観形成基準

	都市文化ゾーン	田園文化ゾーン	海洋文化ゾーン
高さ	<ul style="list-style-type: none"> ● 周辺のまち並みから突出しない高さとなるように配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自然環境や田園景観と調和し，まとまりのある高さとなるように配慮する。 ● 周辺の丘陵地などへの稜線を分断しない高さとする。 	
形態・意匠 素材	<ul style="list-style-type: none"> ● 周辺のまち並みと調和し，まとまりのある形態・意匠，素材とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 周辺の自然環境や田園景観と調和し，落ち着いたまとまりのある形態・意匠，素材とする。 ● 外観の素材については，なるべく自然素材を使用し，周辺景観と調和したものを選定する。 	
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ● 建築物等の外観は，住環境にふさわしい暖かみのある穏やかな色彩とする。 ● 地域の景観及び既存のまち並みに配慮した色彩とし，突出した印象の色彩を避ける。外壁の基調色彩は，質の高い，周辺景観と調和した色彩とする。 		
外構	<ul style="list-style-type: none"> ● 駐車場，駐輪場，ごみ集積所等は，公共の場からできる限り見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は，建築物と同様の形態・意匠，素材による遮へいや周囲の緑化等を行うよう努力する。 ● 道路など公共の場に接する場所に塀や柵等を設ける場合は，閉鎖的なものを避け，植栽や透過性のもの又は自然素材のものなどを用いるよう努力する。 		
屋外設備	<ul style="list-style-type: none"> ● 屋外階段は，建築物本体と調和を図るよう工夫する。 ● 室外機や高架水槽等の建築設備は，道路など公共の場からできる限り見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は，覆うか色彩に配慮する。 ● 配管やダクト等は，道路など公共の場から見える壁面に露出しないよう配慮する。やむを得ず露出する場合は，壁面と同一の色調とするなど目立たないよう工夫する。 		
夜間の 特定照明	<ul style="list-style-type: none"> ● 周辺住民の生活環境への影響を考慮したものとする。 ● 回転灯やサーチライト等の光の量が多く，動きのあるものはできる限り使用しない。 		
緑化	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共の場から見える場所，特に道路等公共の場に接する場所ではできる限り緑化に努める。 		
維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 敷地内の植栽は適切に管理し，美観維持に努める。 ● ゴミなどの不法投棄物や捨て看板などを排除し，まち全体の美観の維持・向上に努める。 		

4. 開発行為等, 土石の採取, 木竹の伐採の景観形成基準

	市内全域
<p>開発行為等 土石の採取</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 開発行為等に伴う木竹の伐採はできる限り避け, 行為の範囲は必要最小限とする。 ● 行為の間や行為の後に, 地肌の露出が道路など公共の場からできる限り目立たないように, 採取, 掘削位置及び方法(植栽等)を工夫する。 ● 法面はできる限り緩やかな勾配とし, 緑化等により周辺の自然環境及びまち並みとの調和に配慮する。 ● 擁壁は素材, 表面処理の工夫, 前面緑化等により, 周辺の自然環境及びまち並みとの調和に配慮する。 ● 敷地内にある良好な樹木, 水辺等の自然資源をできる限り保全し, 生態系に配慮して活用するように努める。 ● 水面の埋め立てにより生じる護岸等は, 素材, 形態の工夫等により, 周辺の自然環境及びまち並みとの調和に配慮する。
<p>木竹の伐採</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路など公共の場から見える場所の伐採はできる限り避け, やむを得ず伐採した場合は, これに代わる植栽を行う。 ● 大規模な木竹の伐採はできる限り避け, 伐採の位置は遠方からの眺望に配慮するなど, 公共の場からできる限り見えない場所とする。やむを得ず見える場合は, その範囲を必要最小限とする。 ● 伐採後は植栽に努め, その際は周辺の植生に配慮する。 ● 地域を特色付けている樹木, 生垣等は伐採しない。やむを得ず伐採しなければならない場合は, これに代わる植栽を行う。

5. 「建築物の建築等，工作物の建設等の景観形成基準」の解説

(1) 高さ

周辺のまち並みから突出しない高さとなるように配慮する。(都市文化ゾーン)
自然環境や田園景観と調和し，まとまりのある高さとなるように配慮する。(田園・海洋文化ゾーン)
周辺の丘陵地などへの稜線を分断しない高さとする(田園・海洋文化ゾーン)

「周辺のまち並みから突出しない高さ」とは，まち並みの連続性に配慮した高さのことをいいます。例えば，隣接する建物と高さを揃えること，通りの建物の高さを段階的に変化させること(緩やかなスカイラインの変化)などです。

やむをえず周辺と比べて高くなる場合は，高層部をセットバックさせるか，隣接する建物と調和するように低層部の高さを色彩調和や形態意匠(壁面デザインの分節化など)などで調和するように配慮しましょう。

「周辺の自然環境や田園景観と調和し，まとまりのある高さ」とは，国・県道，都市計画道路，公園，甕島航路等(以下「国・県道等」という。)から見た時に，自然環境や田園景観と調和し，周辺の建物から著しく突出しない高さをいいます。

「周辺の丘陵地などへの稜線を分断しない高さ」とは，国・県道等から見た時に，山並みや丘陵地の稜線を分断しない高さをいいます。



統一感のあるスカイラインが空間を引き締める役割を果たしている。

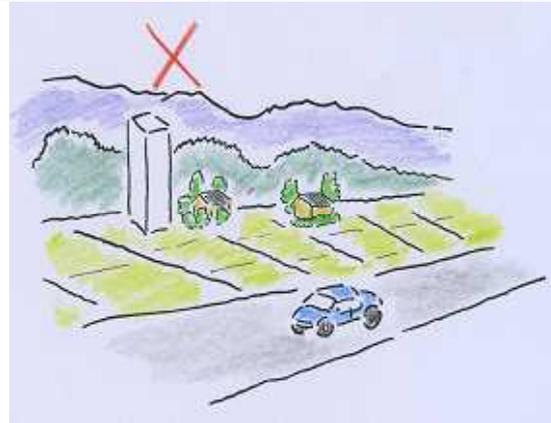


高層部をセットバックさせ，かつ高さに段差を設けることで，建物のボリュームを抑えている。

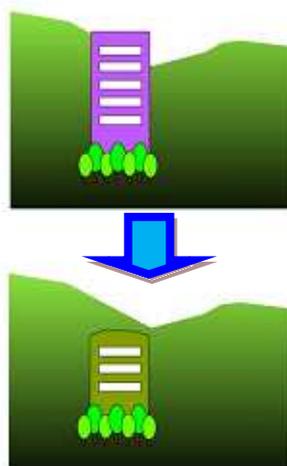
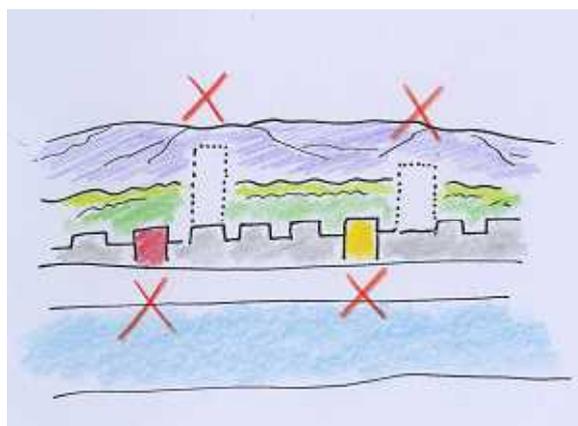


隣接する建物と調和するように低層部の高さや色彩に配慮している。





周辺の自然環境や田園景観と調和したものになるように突出した高さのものを避ける。



地域に親しまれている山並みや丘陵地への眺望を遮らない高さ，位置，配置，形態とする。

(2) 形態・意匠，素材

周辺のまち並みと調和し，まとまりのある形態・意匠，素材とする。(都市文化ゾーン)

「周辺のまち並みと調和し，まとまりのある形態・意匠，素材」とは，和風，洋風等の様式のデザインの方向性や使用する素材・色彩に周辺とつながりを持たせることなどをいいます。特に，壁面のデザインは周辺の建物のデザインと違和感のないものにすることが望まれます。



周辺の建物と著しく形態や色の異なる建築物は，まち並みとの調和を阻害する。



斜面地で一定のリズム，一定のボリュームで建物を配置し，地形の調和を図っている。



建物の形態・意匠を統一させ，まとまり感と連続性に配慮している。



周辺の自然環境や田園景観と調和し，落ち着いたまとまりのある形態・意匠，素材とする。
外観の素材については，なるべく自然素材を使用し，周辺景観と調和したものを選定する。(田園・海洋文化ゾーン)

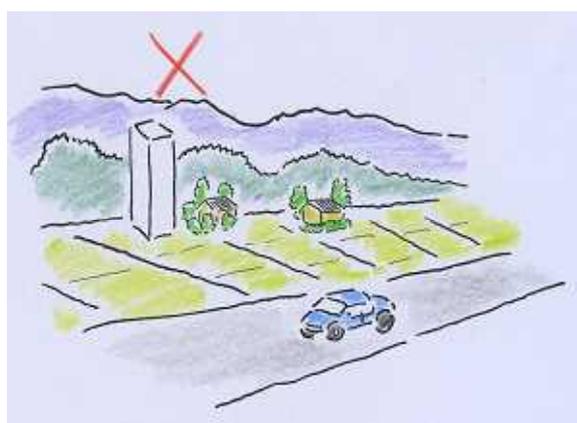
「周辺の自然環境や田園景観と調和し，落ち着いたまとまりのある形態・意匠，素材」とは，国・県道等から見た時に，統一感のあるものにするということを用いる。例えば，建物の屋根は勾配屋根にすること，壁面の色相を2系統(色相の10種の基本色のうち，隣り合う3つの基本色をまとめて1系統という。アクセント色は除いて考える)までにすることなどをいいます。「自然素材」とは木や石などの自然にある素材を使用したものをいいます。



屋根を分棟して屋根形状を工夫することで，圧迫感を解消し，周囲の景観になじませている。



敷地の前面に植栽のスペースを連続させ，緑豊かな一体感のある空間になっている。



周辺の自然景観や田園景観と調和し，落ち着いてまとまりのある形態意匠，素材とする。



自然素材風な外壁を活かした落ち着きのある建物。

【色相の系統】

色相の10種の基本色のうち，隣り合う3つの基本色をまとめて1系統といいます。下表の矢印で示す範囲がそれぞれ1系統になります。

赤 R	黄赤 YR	黄 Y	黄緑 GY	緑 G	青緑 BG	青 B	青紫 PB	紫 P	赤紫 RP
←	→								
	←	→							
		←	→						
			←	→					
				←	→				
					←	→			
						←	→		
							←	→	
←	→								
	←	→							

(3) 外構

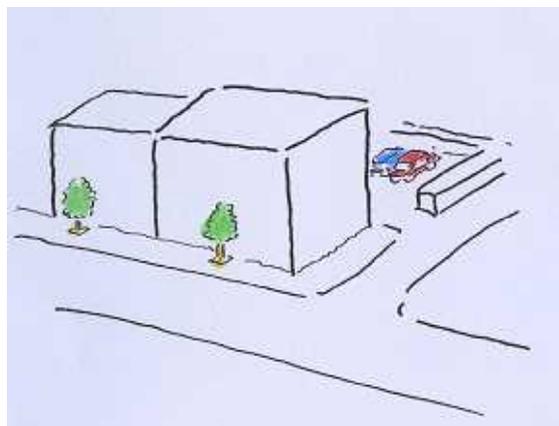
駐車場，駐輪場，ごみ集積所等は，公共の場からできる限り見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は，建築物と同様の形態・意匠，素材による遮へいや周囲の緑化等を行うように努力する。

道路など公共の場に接する場所に塀や柵等を設ける場合は，閉鎖的なものを避け，植栽や透過性のもの又は自然素材のものなどを用いるよう努力する。

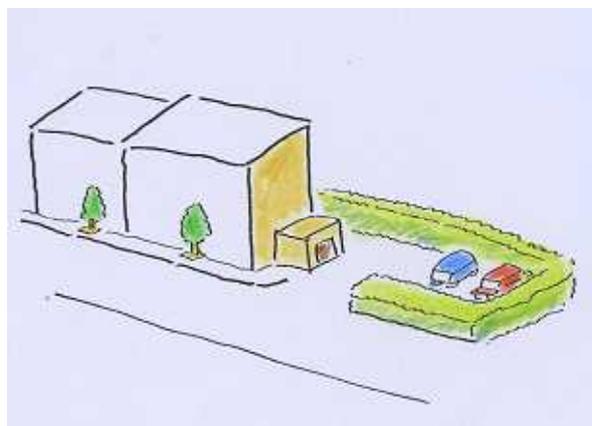
「公共の場からできる限り見えないように設置」とは，できる限り国・県道等から見えなくすること，植栽やルーバー等で覆うように努めることなどをいいます。

「建築物と同様の形態・意匠，素材による遮へいや周囲の緑化等を行う」とは，例えば建築物本体と同様の形態・意匠とし分節の度合いの小さなデザイン(連続性のあるデザイン)にすることで，建築物と同様の素材や植栽等で，公共の場から見える部分の5分の1以上を覆うことなどをいいます。

「植栽，透過性のもの，自然素材のもの等を用いる」とは，例えば，植栽を行うこと，ルーバーなど透視性のあるものを用いること，木や石などの自然素材や擬木等を用いることなどをいいます。



駐車場はできる限り国，県道等から見えない位置に配置する。



やむを得ず設置する場合は，建築物と同様の形態・意匠，素材による遮へいや周囲の緑化等により修景する。

(注意) 植栽等により駐車場などを囲むときは，犯罪防止や安心安全な空間になるように，ある程度の透視性を確保する必要があります。



デッドスペースを緑化することで，景観に配慮した例。



通りに面して植樹をし，圧迫感を軽減させた例。



ごみ集積所の外観を自然素材の格子戸を用いるなど，周辺への影響を考慮している。



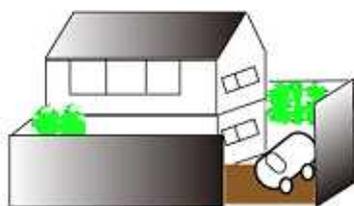
ごみ集積所を建築物本体と同様の形態意匠とし，連続性のあるデザインにしている。



マウンドアップにより，内部が通りから直接見えないように工夫している。



自然素材の塀を用いることで，閉鎖的な印象は軽減される。



道路など公共の場に接する場所に塀や柵等を設ける場合は，閉鎖的な塀・擁壁を避け，植栽，透過性のもの，自然素材のもの等を用いる。

(4) 屋外設備

屋外階段は，建築物本体と調和を図るよう工夫する。

室外機や高架水槽等の建築設備は，道路など公共の場からできる限り見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は，覆うか色彩に配慮する。

配管やダクト等は，道路など公共の場から見える壁面に露出しないよう配慮する。やむを得ず露出する場合は，壁面と同一の色調とするなど目立たないよう工夫する。

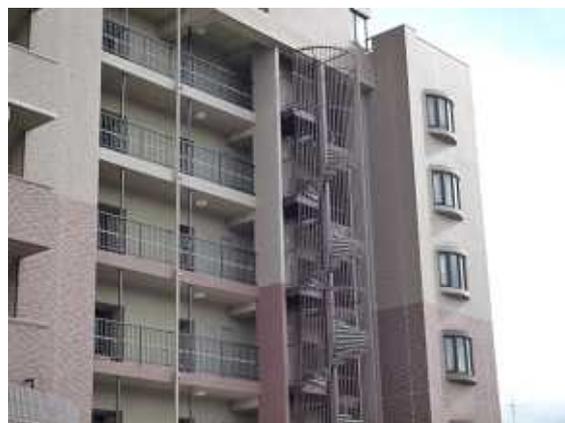
「建築物本体と調和を図るよう工夫する」とは，道路など公共の場所から見える部分について，色彩を建築物本体と同系統にすること，本体と同系統のルーバーで覆うこと，本体のそで壁等で覆うことなどにより，全体的に統一感のあるデザインにすることをいいます。給水塔，空調室外機，電気メーターなどは，計画段階で設置位置などについて景観に配慮することにより，まとまりある空間を作り出すことができます。時に給水塔などは高所に設置されることが多く，視界に入りやすいため，建物と調和するように形態や色彩等に配慮し，又は囲いを設けるなどの工夫をしましょう。

「露出しないように配慮する」とは，道路など公共の場から見える部分を，植栽やルーバー等で覆うことをいいます。やむを得ず壁面に配管等が露出する場合は，壁面と同一の色調としたり，建物本体のデザインに取り込むなどの工夫をします。

「色彩に配慮する」「壁面と同一の色調とする」とは，壁面と同一の色彩又は同じ色相の系統で彩度の低い色彩を用いることなどをいいます。



屋外階段と建物が一体的にデザインされている。



建物の色彩と調和したルーバーで屋外階段を囲い，屋外階段が目立たないようにしている。



ダクト部分を建物本体のデザインに取り込むことで，壁面に露出しないよう工夫している。



給水塔等が直接見えないように，工夫している。

(5) 夜間の特定照明

周辺住民の生活環境への影響を考慮したものとする。
回転灯やサーチライト等の光の量が多く，動きのあるものはできる限り使用しない。

夜間の特定照明は，夜間の安全性を保つだけでなく，光による空間の演出もすることができます。ただし，回転灯やサーチライト等による目立つことを重視した光の演出は避け，建物から漏れる光やフットライトなど各種照明を組み合わせた演出を工夫しましょう。

「周辺住民の生活環境への影響を考慮したもの」とは，隣接地または前面道路の反対側に住居系建築物がある場合には，その方向に面した壁面前面への特定照明，点滅する照明，動きのある照明をしないこと，または，照明の向き，照明の強さに配慮したものをいいます。周辺に農地がある場合は農作物の生育や害虫の発生などに影響しないかも配慮することが必要です。

「できる限り使用しない」とは，使用しないこと，又は使用する場合であっても照明の数を2個までとすることなどをいいます。



夜間の防犯をかねて，建物をより美しく効果的にみせるよう工夫している。



建物から漏れる光で夜間景観を演出し，同時に防犯の役目も果たしている。



やわらかい光で優しく照らし，落ち着いた雰囲気演出している。



壁面に向かってライトアップすることで，周辺の住環境への影響を低減している。

(6) 緑化

公共の場から見える場所，特に道路など公共の場に接する場所ではできる限り緑化に努める。

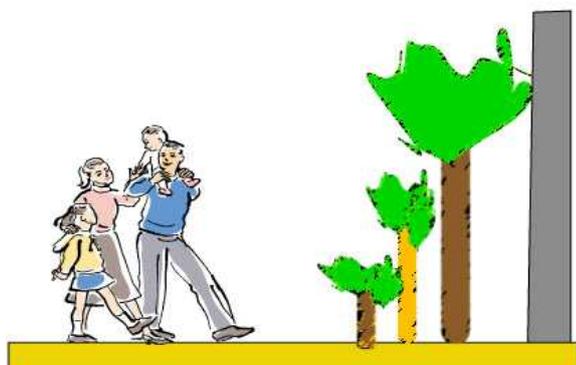
「できる限り緑化に努める」とは，道路など公共の場所から見える敷地内に少しでも多く花や緑を植栽することをいいます。



まち中に緑の公園を配置することで，周辺の景観にゆとりと潤いが創出できる。



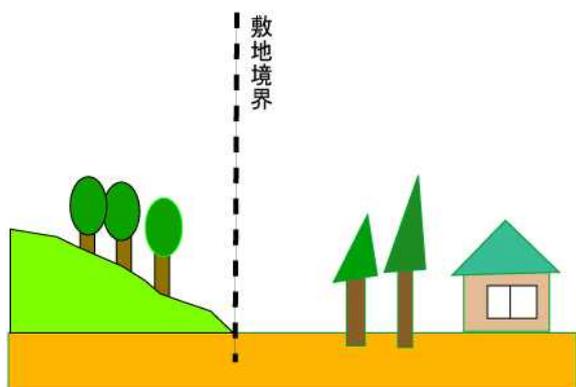
わずかな空間でも緑を配置することによって，景観に潤いを与えることができる。



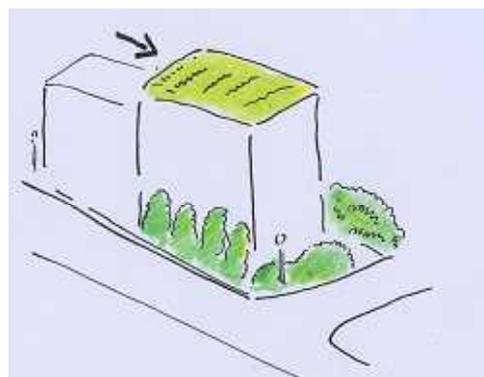
低木・中木・高木の組み合わせにより，ゆとりと潤いができる。



高木と花壇の組み合わせにより，擁壁の圧迫感を緩和することができる。



周囲と敷地の緑を一体的に見せることにより，豊かな緑の印象を感じ取ることができる。



屋上緑化は，殺風景になりがちな屋上の景観が良くなるだけでなく，断熱効果による省エネルギーにもつながる。

(7) 維持管理

敷地内の植栽は適切に管理し，美観維持に努める。
ゴミなどの不法投棄物や捨て看板などを排除し，まち全体の美観の維持・向上に努める。

敷地内のわずかな空間でも 緑を配置することによって 景観に潤いを与えることができます。
また，不法投棄物や捨て看板などは，統一的なまち並みや緑化等を行っても，それらを壊してしまう負の景観となります。これらを排除することで，まち全体が統一感のある景観となります。



店舗の前に和風の雰囲気を出することで，店舗とのイメージの創出に役立っている。



敷地内に植栽を行うことで，景観に潤いを与えている。



地区住民による定期的な清掃活動を行うことで，まち全体の美観の維持につながる。



ごみの不法投棄をふせぐ看板を立てることで，不法投棄をさせないよう呼び掛けている。

6. 「開発行為等，土石の採取，木竹の伐採の景観形成基準」の解説

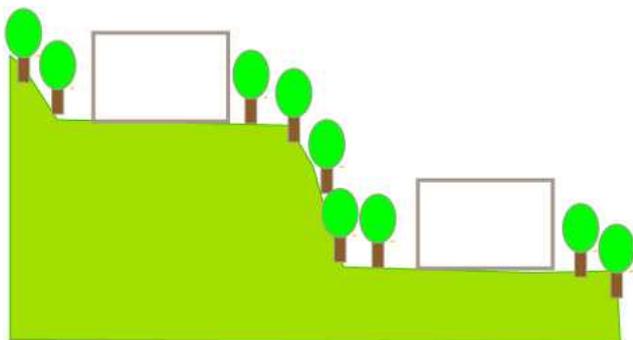
このページ以降に定める景観形成基準については，開発行為の許可基準など，他法令に定められている技術（的）基準を優先させた上で，適用することとします。

（1）開発行為，土石の採取，その他土地の形質の変更

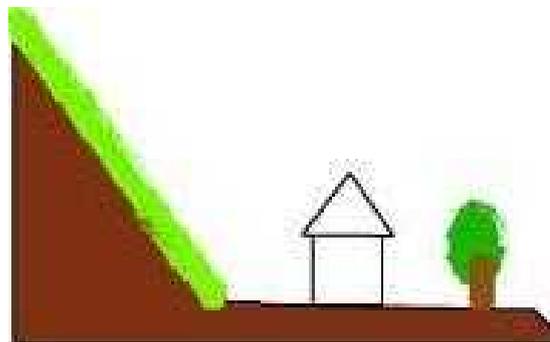
開発行為等に伴う木竹の伐採はできる限り避け，行為の範囲は必要最小限とする。

行為の間や行為の後に，地肌の露出が道路など公共の場からできる限り目立たないように，採取，掘削位置及び方法（植栽等）を工夫する。

自然の地形の眺めは地域の人々に親しまれ，安心感を与えてくれます。大規模な木竹の伐採や地形の改変は，地域の景観に大きな影響を与えることから，現状の自然の植生や地形をできる限り尊重しつつ，道路など公共の場から見える位置での伐採，地形の改変はできる限り避ける必要があります。やむを得ず見える場合は，行為の範囲を最小限とし，植栽によりできる限り目立たないように配慮する必要があります。



現状の植生や地形を生かした造成



造成後の斜面に緑化を施し，周辺景観に配慮している。

法面はできる限り緩やかな勾配とし，緑化等により周辺の自然環境及びまち並みとの調和に配慮する。

擁壁は素材，表面処理の工夫，前面緑化等により，周辺の自然環境及びまちなみとの調和に配慮する。

法面が発生する場合は，高さや長さを抑え，既存の斜面と滑らかに連続するように，法尻，法肩を丸みによってなだらかに仕上げる「ラウンディング」などにより，自然の地形にできる限りなじむように配慮しましょう。やむを得ず，大規模な法面が生じる場合は，法面を分割するなど，圧迫感を低減するように配慮する必要があります。

また，擁壁は圧迫感のある景観をつくりだすため，できる限り擁壁をつくらぬよう工夫し，やむを得ない場合は，法面との組み合わせによって圧迫感を低減するなどの配慮をしましょう。擁壁の素材にはコンクリートではなく，自然石などを使用し周辺の自然環境や生態系に配慮しましょう。やむを得ずコンクリート製品などを使用する場合は，表面の仕上げを自然石にしたり，草木や低木等が植栽可能な構造とするなど，圧迫感を低減し，周辺の自然環境やまちなみと調和するようにしましょう。



草木や低木等を植栽できる構造とし，圧迫感を低減している。



全面的なコンクリート仕上げとせず，部分的に植栽可能な擁壁とすることで，自然環境に調和するように工夫している。



コンクリート擁壁に植栽可能な構造部分を設けることで，無機質なイメージを少なくしている。



斜面に種子吹付け等を行うことで，無機質な斜面が見えないように配慮している。

敷地内にある良好な樹木，水辺等の自然資源をできる限り保全し，生態系に配慮して活用するように努める。

敷地内にある樹木や水辺等は，大切な景観資源としてできる限り保全することが大切です。また，土地の区画形質の変更によって同じ場所に樹木を残すことができない場合は，移植等によって修景に努めるなどの工夫を図ることが大切です。



敷地内の高木を保全し，シンボルとしている。

水面の埋め立てにより生じる護岸等は，素材，形態の工夫等により，周辺の自然環境及びまち並みとの調和に配慮する。

水面の埋め立てにより生じる護岸，擁壁等については，自然石の積み上げや表面を石張りにするほか，自然素材に似せたコンクリート材を使用するなど，人工的な印象をやわらげるように工夫する。



テトラポットと自然石の積み上げによる護岸としている。



河川の護岸に自然石を使うことで，無機質にならないように工夫している。

(2) 木竹の伐採

道路など公共の場から見える場所の伐採はできる限り避け，やむを得ず伐採した場合は，これに代わる植栽を行う。

道路など公共の場から見える場所での木竹の伐採は，地域の景観に影響を与えることがあるため，道路など公共の場から見えない位置とするか，植栽によりできる限り目立たないように配慮する必要があります。

大規模な木竹の伐採はできる限り避け，伐採の位置は遠方からの眺望に配慮するなど，公共の場からできる限り見えない場所とする。やむを得ず見える場合は，その範囲を必要最小限とする。

大規模な木竹の伐採は，地域の景観に大きな影響を与えることから，現状の植生や地形をできる限り尊重しつつ，道路など公共の場所から見える位置での伐採はできる限り避ける必要があります。やむを得ず伐採する場合は，行為の範囲を最小限とし，植栽によりできる限り目立たないように配慮する必要があります。

伐採後は植栽に努め，その際は周辺の植生に配慮する。

植栽の際は，周辺の植生を調査し，周辺景観に影響のない樹種（地域に従前から多く生育する樹種，在来種）を選定するよう特に配慮しましょう。さらに，同一樹種ではなく様々な樹種の組み合わせや低木・地被植物等の組み合わせによって，四季の感じられる緑豊かな景観形成に配慮する必要があります。

荒地の拡大による農地等の原状回復を目的として伐採する場合は，周辺景観に十分配慮し，適正な管理を継続する必要があります。

地域を特色づけている樹木，生垣等は伐採しない。やむを得ず伐採しなければならない場合は，これに代わる植栽を行う。

地域を特色づけている樹木，生垣等は，大切な景観資源としてできる限り保全することが大切です。やむを得ず保全できない場合は，移植やこれに代わる植栽を施すなど工夫しましょう

森林の施業（間伐，管理道路の開設等）については，この限りではありません。